RI·研究所等廃棄物の集荷·貯蔵·処理·処分事業の実施体制について

(前回の議論のまとめ)

平成18年4月24日

放射性廃棄物企画室

RI・研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理事業の実施体制について

前回事務局提示案

RI 廃棄物については、既に(社)日本アイソトープ協会(RI協会)が集荷・貯蔵・処理事業を実施。

中小施設の研究所等廃棄物については、例えば(財)原子力研究バックエンド推進センター(RANDEC)のような中小施設から発生する研究所等廃棄物の事情に通じている者が集荷・貯蔵・処理を実施

事務局案に対するこれまでの委員コメント

(□ は委員コメントに対する対応案)

処理に関しては、処分のための廃棄体化を意識してどのように、廃棄物の選別、処理(圧縮、焼却、溶融)を実施して処分につなげるのかを明確化することが事業の規模の特定に重要。

また、混合廃棄物の内容の確認等混合廃棄物の処理への対応も事業全体の検討に必要。

廃棄体までのプロセスについては混合廃棄物への対応を含め各事業者(原子力機構、RI協会)において検討。この検討を踏ま
え処分事業の全体像についても事業者において検討。

RANDEC には集荷、貯蔵、処理に実績もなく、廃棄体の確認など色々と細かい作業もあることから、実際に事業ができるのか疑問。

- RI・研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理・処分の実施体制としては わかりやすい。
- 一〉研究所等廃棄物の集荷・貯蔵・処理事業の一元的な実施については中小施設の研究所等廃棄物の発生者間で望ましい体制を検討すべき。

(その他)

廃棄物の発生者と集荷・貯蔵・処理事業者との関係については、 発生者は、廃棄物を集荷・貯蔵・処理事業者に引き渡した後も、 品質保証に関する照会に協力すべき。また、発生者と事業者の間 で、廃棄物の引渡し時には想定していないようなことが処理・処 分(契約時に処分も依頼している場合)の際に発生した場合の費 用負担についても明確にしておくことが必要

RI・研究所等廃棄物の処分事業の実施体制について

前回事務局提示案

わが国唯一の総合的な原子力研究開発機関であり、放射性廃棄物の 発生量が RI・研究所等廃棄物全体の約8割と最も大きい比率を占 め、かつ、技術的能力も最も高い日本原子力研究開発機構が関係者 と協力して、RI・研究所等廃棄物全体の処分事業を推進。

なお、研究所等廃棄物における減容処理・廃棄体化処理については、 中小施設の発生者のための処理施設は現在存在していないので、諸 条件が整えば、経済性の観点から原子力機構の施設の有効活用を視 野にいれるなど合理的に対応することも集荷・貯蔵を行う事業者が 検討。 事務局案に対するこれまでの委員コメント

(口は委員コメントに対する対応案)

処分事業を実施するとなると、自己の分については処分責任は免れないが、処分地確保の資金や処分地の地元との交渉など現実的な問題に直面する。原子力機構では特に資金の確保の点が厳しい。

一〉 原子力機構は、RI・研究所等廃棄物の約8割に当る自己の廃棄 物を処理・処分する責任を有し、RI・研究所等廃棄物の大部分 の処分を行う組織として、RI・研究所等廃棄物の集中処分の観点から、RI・研究所等廃棄物全体の処分事業を行うことが適当。

実施主体の要件とされる技術的能力については処理と処分のどちらで必要となるのか。実施主体の要件として処分に技術的能力が必要なのか疑問。

世設処分施設の設計・建設時の放射性物質の閉じ込め等の技術能力のほか、処分時の廃棄体の放射能濃度・物理的強度等の測定方法等の技術的知見が求められる処分にも技術的能力不可欠。

原子力機構には十分な技術的人材はいると思うが、処分事業ができるかは疑問。第1段階ではJAEAが研究開発的なことを含めて処分事業を実施し、キチンとできることを確認した後で、第2段階ではこれらのデータを活用する等してやることも考えるべき。

□◇ 発生者側が処分を希望しており、処分事業者が営業活動をする 必要はなく、技術的能力を有する原子力機構が処分事業を実施 することが適切。

これまでの RI・研究所等廃棄物の処分に関する議論を踏まえると、オールジャパンの体制を議論すべき時期。

現状は原子力機構に処分事業をしてもらうしかないのではないか。

発生者責任の原則及び処理・処分等における国の責任と役割

前回事務局提示案

RI・研究所等廃棄物の処理・処分についても本「発生者責任の原則」 が当てはまる。 処理・処分については発生者に責任

国は発生者による RI・研究所等廃棄物の円滑な処理・処分等実施の確保に責任を持つ。

- ・ 発生者及び実施主体が廃棄物処分事業を適切に実施することが できる環境の整備。
- ・ 廃棄物処分施設の立地自治体との連絡調整(事業者による立地 交渉を支援)
- ・ RI・研究所等廃棄物処分の重要性に関する国民の理解を得るための広報活動の実施。
- ・ RI・研究所等廃棄物の処分に係る関連法令の整備を図り、これに基づき厳正に規制。

事務局案に対するこれまでの委員コメント (□は委員コメントに対する対応案)

国の役割については、研究所等廃棄物の多くが国の研究開発や人材育成などの結果発生した公益性のあるものであり、電力廃棄物とは事情が異なる。原子力機構や RANDEC が実施するとしても公益性から国が何かサポートする必要あり。

発生者責任については、受益者負担の点も認識してもらいたい。

国に廃棄物の処理・処分費用を出して欲しいという意見があるが、 自ら後始末をするというスタンスを研究組織が持つべき。研究費の 中に処理・処分費用を含めてもよいのではないか。

将来発生する廃棄物の処分費用については、あらかじめ研究費にプラスすることで対応できるのではないか。過去に発生した廃棄物については別途検討が必要。

廃棄物の処分費用を研究費に含めると研究費が高コストになり、研究の進展に悪影響を及ぼす可能性がある。

□ | 国立大学法人、独立行政法人の研究開発には公益性はあるものの、一方で、国の放射性廃棄物の大原則は「発生者責任」であり、原則に反しない形で対応することが必要。

その際、RI 廃棄物と研究所等廃棄物の取扱いが著しく異なることがないようにすることが必要。